現 行

- I-3-5-3 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律等に 基づき公的資本増強等を受けた銀行に対するフォローアップ との関係
- (1) 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「早期健全化法」という。)に基づき公的資本増強を受けた銀行に対するフォローアップ事務は、本監督指針とは別に定められている、一連の金融再生委員会の決定や金融庁作成のガイドライン(注)に基づき行われることに留意する。

- (注) 主要なルールは、以下のとおりである。
 - ① 金融再生委員会決定
 - イ. 早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ(骨子) (平成11年6月29日)
 - ロ. 転換権付優先株の転換権行使について(平成11年6月29日)
 - ハ. 経営健全化計画の見直しについての基本的考え方(平成11年 9月30日)
 - 二. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について(平成11年9月30日)
 - ② 金融庁作成ガイドライン
 - イ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について(平成13年6月11日)

改 正 後

- I-3-5-3 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律<u>及び</u> <u>預金保険法</u>等に基づき公的資本増強等を受けた<u>金融機関等</u>に 対するフォローアップとの関係
- (1)金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「早期健全化法」という。)に基づき公的資本増強を受けた銀行<u>・銀行持株会社</u>に対するフォローアップ事務は、本監督指針とは別に定められている、一連の金融再生委員会の決定や金融庁作成のガイドライン(注)に基づき行われることに留意する。なお、預金保険法第 102 条第1項第1号に基づき公的資本増強を受けた金融機関等に対するフォローアップ事務については、これらを準用することとする。
 - (注) 主要なルールは、以下のとおりである。
 - ① 金融再生委員会決定
 - イ. 早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ(骨子) (平成11年6月29日)
 - ロ. 転換権付優先株の転換権行使について(平成11年6月29日)
 - ハ. 経営健全化計画の見直しについての基本的考え方(平成11年 9月30日)
 - 二. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について (平成11年9月30日)
 - ② 金融庁作成ガイドライン
 - イ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について(平成13年6月11日)

現 行	改 正 後
ロ.公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について(平成15年4月4日(平成15年8月7日一部改正)) ハ.公的資金による資本増強行(地域銀行等)に対するガバナンスの強化について(平成15年6月30日) ニ.資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について(その2)(平成16年7月30日)	ロ.公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について(平成15年4月4日(平成15年8月7日一部改正)) ハ.公的資金による資本増強行(地域銀行等)に対するガバナンスの強化について(平成15年6月30日) ニ.資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について(その2)(平成16年7月30日)
(2) 早期健全化法に基づく公的資本増強行においては、①経営健全化計画の策定・公表、②経営健全化計画の履行状況報告の公表等が行われるとともに、上記(1)のルールに基づくフォローアップ及び行政処分が行われているので、本監督指針による銀行法等に基づく監督事務においても、可能な限りこれらの成果を活用する等により、効率的・効果的な監督事務の確保に努めることとする(I-2-2(4)参照)。	(2) 早期健全化法 <u>及び預金保険法</u> に基づく公的資本増強行においては、① 経営健全化計画の策定・公表、②経営健全化計画の履行状況報告の公表等が行われるとともに、上記(1)のルールに基づくフォローアップ及び行政処分が行われているので、本監督指針による銀行法等に基づく監督事務においても、可能な限りこれらの成果を活用する等により、効率的・効果的な監督事務の確保に努めることとする(I-2-2(4)参照)。
(中略)	(中略)
Ⅱ-3-1-4 資本金の額の増加の届出の手続等	Ⅱ-3-1-4 資本金の額の増加の届出の手続等
Ⅱ-3-1-4-1 意義	Ⅱ-3-1-4-1 意義
(1)銀行の増資(普通株式及び優先株式)の形態には、公募増資、第三者 割当増資等があるが、公募増資 <u>は、通常、株式を公開している銀行が</u> 証 券会社を引受人として行われる <u>ので、</u> 法令等遵守の観点からも相応のチ	(1)銀行の増資(普通株式及び優先株式)の形態には、公募増資、第三者 割当増資等があるが、公募増資など証券会社を引受人として行われる <u>増</u> 資の場合には、法令等遵守の観点からも相応のチェック機能が働くと考

カル 地域の耐燃用ウルの処へめたをおおんし 立口分の主

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表	
現 行	改正後
ェック機能が働くと考えられる。	えられる。 <u>(注1)</u> <u>(注1)証券会社の引受けに関するルールについては、「有価証券の引受</u> <u>け等に関する規則(日本証券業協会公正慣習規則第14号)」等を参照。</u>
(2) しかしながら <u>第三者割当増資については、</u> 預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対し直接に割当てを行う <u>ので、例えば</u> 「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止等、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、特に十分な経営努力が払われる必要がある。 また、増資は恒常的に行われるものではないことから、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築され、行内に徹底される必要がある。	(2) しかしながら、預金及び貸出等の業務を営む銀行の増資が取引先等に対し直接に割当てを行う第三者割当増資である場合には、「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止等、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、特に十分な経営努力が払われる必要がある。また、増資は恒常的に行われるものではないことから、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築され、行内に徹底される必要がある。ただし、増資を行う銀行を子会社とする銀行持株会社等を割当先とする第三者割当増資については、この限りでない。
(3) (略) (4) なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール (注1) を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースに	(3) (略) (4) なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール (注 <u>2</u>) を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースに
より異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当	より異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当

- 増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。
- (注1) 一般的な第三者割当増資のスケジュール
 - ① 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議
 - ② 割当先名簿の作成
 - ③ 取締役会において、新株発行(条件)決議
 - ④ 有価証券届出書の提出

- 増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。
- (注2) 一般的な第三者割当増資のスケジュール
 - ① 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議
 - ② 割当先名簿の作成
 - ③ 取締役会において、新株発行(条件)決議
 - ④ 有価証券届出書の提出

現 行	改 正 後
⑤ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み	⑤ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み
(注 <u>2</u>)海外特別目的会社が発行する優先出資証券の取扱いについては、	(注 <u>3</u>)海外特別目的会社が発行する優先出資証券の取扱いについては、
主要行等向けの総合的な監督指針を参照のこと。	主要行等向けの総合的な監督指針を参照のこと。
(中略)	(中略)
Ⅱ-3-2 利用者保護等	Ⅱ-3-2 利用者保護等
Ⅱ-3-2-1 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能	Ⅱ-3-2-1 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能
Ⅱ-3-2-1-1 意義	Ⅱ-3-2-1-1 意義
 (1)法第12条の2第2項及び施行規則第13条の7は、銀行に対し、その営	 (1)法第12条の2第2項及び施行規則第13条の7は、銀行に対し、その営
む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏ま	む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏ま
えた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営	えた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営
を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は	を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は
取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する社内規則等(社内規則	取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する社内規則等(社内規則
その他これに準ずるものをいう。)を定めるとともに、従業員に対する	その他これに準ずるものをいう。)を定めるとともに、従業員に対する
研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な	研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な
体制を整備することを義務付けている。	体制を整備することを義務付けている。
(新設)	また、銀行はその業務に関し、顧客に対し虚偽のことを告げる行為、
	不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させ

<u>るおそれのあることを告げる行為等をしてはならないとされている(法</u> 第13条の3、施行規則第14条の11の3)。これらの行為は、そもそも法

現 行	改 正 後
	第12条の2で定める業務の的確な遂行その他健全かつ適切な運営が確保 されるための措置に違反する行為として禁止されてきたものである。
(2)(略)	(2)(略)
Ⅱ-3-2-1-2 主な着眼点(略)	Ⅱ-3-2-1-2 主な着眼点(略)
Ⅱ-3-2-1-3 監督手法・対応	Ⅱ-3-2-1-3 監督手法・対応
(1)顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。 検査結果、不祥事件等届出書等により、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じ報告(法第24条に基づく報告を含む。)を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第24条に基づき改善報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。	(1) 顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。 検査結果、不祥事件等届出書等により、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合、顧客を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合は、必要に応じ報告(法第24条に基づく報告を含む。)を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第24条に基づき改善報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。
(2) なお、検証の結果、経営としてII-3-2-1-1 (1) の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第27条に基づく行政処分	(2) なお、検証の結果、経営として II - 3 - 2 - 1 - 1 (1) の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたこと <u>や顧客に対し虚偽の説明を行っていたこと</u> が確認された場合など重大な法令違反と認め

られるときは、法第27条に基づく行政処分(例えば、社内規則等の作成

(例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の

TD /-	-1 "
現	改 正 後
業務の一部停止)を検討する必要があることに留意する。	等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止)を検討する 必要があることに留意する。
(3) (略)	(3) (略)
(中略)	(中略)
Ⅱ-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談·苦情処理 機能	Ⅱ-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談·苦情処理 機能
Ⅱ-3-2-5-1 意義	Ⅱ-3-2-5-1 意義
銀行は、預金等の受入れに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされている(法第12条の2第1項、施行規則第13条の3及び第13条の4)とともに、投資信託等のリスク商品を取り扱っていることから、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うとともに、リスク商品の取扱いも含めた業務全般について、適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている(法第12条の2第2項、施行規則第13条の5、第13条の7)。	銀行は、預金等の受入れに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされている(法第12条の2第1項、施行規則第13条の3及び第13条の4)とともに、投資信託等のリスク商品を取り扱っていることから、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うとともに、リスク商品の取扱いも含めた業務全般について、適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている(法第12条の2第2項、第13条の3、施行規則第13条の5、第13条の7、第14条の11の3)。
Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点	Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点
こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証 するものとする。	こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証 するものとする。

現 行 改 īF 後 (1) • (2) (略) (1) • (2) (略) (3) 預金・リスク商品等に係る対応 (3)預金・リスク商品等に係る対応 (略) ① 預金等の取扱い ① 預金等の取扱い 預金等の受入れに関し、預金者等に対する情報提供や預金者等の求 預金等の受入れに関し、預金者等に対する情報提供や預金者等の求めに めに応じた商品情報の説明を適切に行うための態勢が整備されている 応じた商品情報の説明を適切に行うための態勢が整備されているか。例え ば、以下の点に留意する。 か。 イ、デリバティブ取引を組み込んだ預金商品については、デリバティブ取 例えば、デリバティブ取引を組み込んだ元本割れの可能性のある預 金商品については、デリバティブ取引を合わせてみれば元本保証がな 引を併せてみれば元本保証がないこと等の詳細な説明を行う態勢が整備 いこと等の詳細な説明を行う態勢が整備されているか。また、変動金 されているか。 利預金で金利設定の基準や方法が定められている場合には、これらの 特に、顧客の知識、経験及び財産の状況等から見て問題がない場合を 基準等及び金利情報の適切な提供を行う態勢が整備されているか(施 除き、以下の事項について、書面を交付して説明することとしている 行規則第13条の3関係)。 か。 a. 中途解約時に、デリバティブ取引の解約精算金によって元本割れの 可能性がある場合には、その解約精算金の計算方法(説明時の経済情 勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含 む。)。 b. 満期日や払戻時の通貨等を選択できる権利を銀行が有している場合 には、権利行使によって預金者等が不利となる可能性があること。 なお、デリバティブ取引を組み込んだ預金商品に係る提携契約等に基 づき、提携金融機関に対して販売・説明態勢に係る助言等を行う場合に も、当該預金商品のリスクや商品性等に関する情報を適切に提供する必 要があることに留意する。

ロ. 変動金利預金で金利設定の基準や方法が定められている場合には、こ

中小・地域並織機関的いの心面目的の一利山が無数	
現 行	改 正 後
②~⑤ (略)	れらの基準等及び金利情報の適切な提供を行う態勢が整備されているか (施行規則第13条の3関係)。 ②~⑤ (略)
(4)相談・苦情処理機能 (略)	(4)相談·苦情処理機能 (略)
Ⅱ-3-2-5-3 監督手法・対応	Ⅱ−3−2−5−3 監督手法・対応
(1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、証券取引法、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析等により、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等	(1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、証券取引法、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析等により、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等

また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等に併せて法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照ら

しつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく

報告徴求等に併せて法第24条に基づく報告を求めることを通じて、着実

な改善を促すものとする。

(2) さらに、検証の結果、経営陣がⅡ-3-2-1-1 (1) の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第27条に基づく行政処分(例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の

などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析等により、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合、顧客を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等に併せて法第24条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等に併せて法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

(2) さらに、検証の結果、経営陣がⅡ-3-2-1-1 (1) の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたこと<u>や顧客に対し虚偽の説明を行っていたことが</u>確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第27条に基づく行政処分(例えば、社内規則等の作成

現 行	改 正 後
業務の一部停止)を検討する必要があることに留意する。	等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止)を検討する 必要があることに留意する。
(3) (略)	(3) (略)
(中略)	(中略)
Ⅱ-3-7 危機管理体制	Ⅱ一3一7 危機管理体制
Ⅱ-3-7-2 平時における対応	Ⅱ−3−7−2 平時における対応
(1)対応 (略)	(1)対応 (略)
(2) 主な着眼点	(2)主な着眼点
①~③ (略)	①~③ (略)
④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関	④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関
係者(関係当局を含む。)への連絡体制等が整備されているか。危機発生	係者(関係当局を含む。)への連絡体制等が整備されているか。危機発生
時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策 本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。	時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策 本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。
(5) 業務継続計画(BCP)においては、テロや大規模な災害等の事態にお	「多のでは、
いても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要	いても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要
最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、全国銀行協会等の業	最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、全国銀行協会等の業
界団体及び他の金融機関等と連携し対応する体制が整備されているか。例	界団体及び他の金融機関等と連携し対応する体制が整備されているか。例
えば、	えば、
イ. ~ハ (略)	イ. ~ハ (略)

現 行	改 正 後
二. 個人に対する現金払出や送金依頼の受付、インターバンク市場や銀行間 決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等の金融機能の維持の観点 から重要な業務を、暫定的な手段(手作業、バックアップセンターにおけ る処理等)により再開(リカバリー)するまでの目標時間は具体的に計画 されているか。 (新設)	二. 個人に対する現金払出や送金依頼の受付、インターバンク市場や銀行間 決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等の金融機能の維持の観点 から重要な業務を、暫定的な手段(手作業、バックアップセンターにおける処理等)により再開(リカバリー)するまでの目標時間 <u>(当日中)</u> は具体的に計画されているか。 木. 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会に 大る 変別を受けているか、 また、業務継続は増が、中部監査、関部監査と
	よる承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査な <u>ど独立した主体による検証を受けているか。</u>
(参考)日本銀行「金融機関における業務継続体制の整備について」(平成 15年7月)	(参考)日本銀行「金融機関における業務継続体制の整備について」(平成 15年7月) ジョイント・フォーラム「業務継続のための基本原則」(平成18年 8月)
⑥ (略)	⑥ (略)
(中略)	(中略)
Ⅲ-1-6 災害における金融に関する措置(災害対策基本法、大規模地震 対策特別措置法関係)	Ⅲ-1-6 災害における金融に関する措置(災害対策基本法、大規模地震 対策特別措置法関係)
(1)災害地に対する金融上の措置	(1)災害地に対する金融上の措置
政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融	災害対策基本法第36条第1項に基づく金融庁防災業務計画並びに武力
上の措置等を講じなければならないこととされている(同法第9条第1	攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民
<u>項)。</u> こうしたことから、 <u>災害発生の際は</u> 、現地における災害の実情、	保護法」という。) 第33条第1項及び第182条第2項に基づく金融庁国

現 行
資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

(1)~(4) (略)

(2) • (3) (略)

(中略)

銀行が法第10条第2項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

- (1) (2) (略)
- (3)上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務(余剰能力の 有効活用を目的として行う業務を含む。)が、「その他の付随業務」の 範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止 されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取

改 正 後

民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第183条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

①~④ (略)

(2)・(3) (略)

(中略)

Ⅲ-4-2 「その他の付随業務」の取扱い

銀行が法第10条第2項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

- (1)・(2) (略)
- (3)上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務(余剰能力の 有効活用を目的として行う業務を含む。)が、「その他の付随業務」の 範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止 されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取

現 行	改 正 後
扱いとなっているか。 ①~④ (略) (注1)·(注2) (略) (新設)	扱いとなっているか。 ①~④ (略) (注1)・(注2) (略) (注3)「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかを判断する際の参考 として、一般的な法令解釈に係る書面照会手続及びノーアクション レター制度における回答を参照すること。(金融庁HP 「法令解釈に係る照会手続(ノーアクションレター制度ほか)」)